

本人通知制度について

- 1 本人通知制度とは、住民票や戸籍謄本などを本人の代理人や第三者に交付した場合に、事前に登録した人に対して、その事実を通知する制度です。

本人通知することにより、住民票の写し等の不正請求及び不正取得による個人の権利の侵害の防止を図り、不正請求を抑止する効果が期待されます。

○第三者とは

- ・住民票の写しの場合は、本人と「同一世帯」以外の者
- ・除票の写しの場合は、本人以外の者
- ・戸籍、戸籍の附票及び戸籍の附票の除票の写しの場合は、「戸籍に記載されている人、その配偶者、戸籍に記載されている人の直系親族」以外の者
個人、法人及び弁護士等（弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士及び行政書士）をいいます。

※第三者には、国、地方公共団体等の公共的機関は含まない。

- 2 事前登録できる方

- ・宇陀市の住民基本台帳に記載されている方（除票に記載されている方については消除されて150年以内の方）
- ・宇陀市の戸籍簿に記載されている方（除かれた戸籍に記載されている方を含む。）

○代理人による登録等の申出について

- ・法定代理人による申出の場合
 - ・登録者がやむを得ない理由により自ら窓口で申し出ることが困難な場合
- なお、代理人として申し出る際に、代理権を明らかにする書類（委任状、戸籍謄本等）が必要

○郵便又は信書便による登録

- ・疾病等により窓口で直接申込みすることができないとき
- ・申込者が、他の市区町村に居住している場合において窓口で直接申込みすることが困難と認めるとき。

- 3 登録事項の変更等

- ・登録事項に変更が生じた場合又は登録を廃止したい場合は、必ず本人通知制度事前登録（変更・廃止）届出が必要です。

※届出されない場合は、本人通知書が届かないことがあります。

- 4 通知の対象となる住民票の写し等の種類

- ・住民票の写し、住民票記載事項証明書
- ・除票の写し、除票記載事項証明書
- ・戸籍の附票の写し、戸籍の附票の除票の写し
- ・戸籍の謄本及び抄本、戸籍記載事項証明書（除かれた戸籍も含みます。）

- 5 本人通知書の内容

①交付年月日 ②交付した住民票の写し等の種別及び交付通数 ③交付請求者の種別
{本人の代理人・第三者（個人・法人・弁護士等）}の3事項です。